飯島賢二の 『恐縮ですが・・・一言 コラム』

第202回 落語以上に滑稽な「正蔵」の税務感覚?

2007.5.20

少し前の話で恐縮だが、噺家の九代目林家正蔵(*全く余談だが、落語好きの小生は、こぶ平を九代目林家正蔵と認めたくない!*)が、襲名披露における祝儀の件で、税務当局から厳しいお灸をすえられたニュース、覚えているだろうか?

今回は、IKG ホームページ、飯島賢二税理士事務所サイトの「IKG 税務ニュース」より、 祝儀の税務上の取り扱いについて、簡単に述べてみたい。

一言に祝儀といっても、受け取った祝儀の税務上の取り扱いは実態によって異なる。本来、祝儀とは祝い事や祭事にかかる費用の分担金という意味合いがあったようだが、現在は祝い金全般を指すようになった。また、入学式の寄附金やサービス業者などへのチップなども「(ご)祝儀」と言ったりする。

まず祝儀といって思い浮かぶのは結婚式の祝儀であろう。個人が冠婚葬祭などで受け取った結婚祝金品等や葬祭料、香典、見舞金などは、「世間の相場等からみて社会通念上相当とみられる金額」は非課税となり、所得税や相続税、贈与税などの対象にならない。「世間の相場」については一概に言えないが、もし税務署などから「世間の相場」を超えていると指摘された場合などは、超えた分について課税が発生するケースがでてくる。その場合、自分の勤める会社等から受け取ったものは給与所得、その他の人や会社から受けたものは贈与税や相続税の対象となるであろう。

当然、チップ的な意味合いを持つ祝儀も個人の懐に入れば贈与税の対象となる。もっとも、贈与税には非課税枠が 110 万円あるので、余程高額な祝儀でなければ税金を支払う必要は生じないはずである。

会社や個人事業主が祝儀等を受け取った場合は基本的に収益計上するのが原則となる。 たとえば、記念式典等のパーティでもらった祝儀等については、法人の場合は雑収入など、 個人事業主の場合は事業所得として処理する。旅館の仲居さんも、雇用契約でなく、個人 事業として旅館で働いている場合は、事業所得として申告しなければならない。

今回の林家正蔵のケースは、襲名披露パーティで受け取った祝儀でこのケースに当たるはずである。「地下倉庫に置いてあったのを、忘れていた」なんて、苦しい弁解をしていたが、お金のこと、忘れるはずがない。落語以上に滑稽な言い訳しないで、「正蔵」の名に恥じぬよう、古典落語に精進することである。目立つが故のきついお灸である。

会社や経営者の慶事、受賞などに伴って会社が受け取る祝儀や、学校や組合等が行事に伴って受け取る祝儀(実質的に寄附金)などについても、基本的に雑収入(寄附金収入など)として処理する。

なお、この場合における消費税の取り扱いだが、祝儀(祝い金)や見舞金、寄附金など は消費税の課税対象とはならない。以上、適正な処理を心がけたいものである。